

大垣市有料広告掲載取扱要綱に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大垣市有料広告掲載取扱要綱（平成19年6月20日制定。以下「要綱」という。）第3条に規定する広告の掲載の範囲等に関して、必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 市の資産等を広告媒体として掲載する広告は、市民生活を保護する観点から、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(内容の基準)

第3条 要綱第3条に規定する掲載の範囲に応じ、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - ア 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの
 - イ 投機を著しくあおる表現のもの
 - ウ 謝罪、釈明などのもの
 - エ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ又は不安を与えるおそれのあるもの
 - オ その他社会的に不適切なもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するものの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの

- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現が露骨、わいせつなもの
 - エ セクシャルハラスメントとなるおそれのあるもの
 - オ 犯罪行為を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - カ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - イ 個人及び政党その他の政治団体による政治活動を目的とするもの
 - ウ 宗教団体等による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 社会問題についての主義主張が含まれているもの
 - オ 個人広告又は個人宣伝となるもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの又はそのおそれのあるもの
- ア 他者を誹謗、中傷又は排斥し、若しくは名誉、信用を棄損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 差別的な表現その他不当な差別につながる表現を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 他者のプライバシーを侵害するもの又はおそれのあるもの
 - エ 第三者の氏名、写真及び財産権その他の権利を無断で使用するもの又は侵害するもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- ア 水着姿及び裸体で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - ウ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- ア 誇大な表現や根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表現を含むもの
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、資格等を使用して権威づけようとするもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等に違反する業種、商法、商品

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 広告主以外の名義の広告（広告主が他者の事業、商品等の広告をする場合をいい、市内における産業並びに観光文化の振興、人材の育成その他地域経済に貢献するものを除く。）

ケ その他消費者を誤認させるおそれのある表現を含むもの

（ＷＥＢページに関する基準）

第４条 市のＷＥＢページに掲載する広告であって広告主のＷＥＢページにリンクする広告（以下「バナー広告」という。）に関しては、市のＷＥＢページに掲載する広告のほか、当該広告のリンク先である広告主のＷＥＢページの内容についても、ＷＥＢページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

２ 他のＷＥＢページを集合し、情報提供することを主たる目的とするＷＥＢページであって、要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を含むＷＥＢページを取り扱うＷＥＢページのバナー広告は掲載しない。

（広告の表示内容に関する業種及び事業者に係る個別基準）

第５条 掲載する広告の表示内容について、別表に掲げる業種又は事業者にあつては、当該別表に規定する基準に留意するものとする。

２ この基準又は関連法令等に抵触するおそれのあるものについては、広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方公共団体の担当部署において、広告が適法かつ適正であることについて確認をとるものとする。

（表示の基準）

第６条 前条に定めるもののほか、広告掲載を行う広告の表示内容に関する共通事項は、次に定めるとおりとする。

(1) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(2) 広告主の法人名、所在地及び連絡先を原則として明記するものとし、連絡先については原則固定電話とする。また、法人格を有しない団体の場合

には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

- 2 バナー広告における前項の規定の適用については、同項中「明記」とあるのは、「リンク先のWEBページに明記」とする。

附 則

この基準は、平成24年3月12日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

病院、診療所、助産所	(1) 広告できる事項は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び6条の7、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告できる事項（厚生労働省告示第158号）、厚生労働省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。
施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、掲載できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。
薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令の所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。 (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
健康食品、保険機能食品、特別用途食品	(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）65条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法令の所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
介護保険法（平成9年	(1) サービス全般（介護老人保健施設を除く）

法律第 123 号)に規定するサービス・その他・高齢者サービス等	ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、著しく誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するに当たって、著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。 (例：大垣市事業受託事業者 等) (2) 有料老人ホーム (1)に規定するもののほか ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号)」に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人格、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。 (4) 介護老人保健施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。 (5) サービス付き高齢者向け住宅 「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安
---	---

	定確保に関する法律施行規則第22条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」（平成23年厚生労働省・国土交通省告示第5号）に規定する事項を遵守すること。
墓地等	(1) 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
不動産業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成 17 年公正取引委員会告示第 23 号）による表示規制に従う。 (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。 (例：早いもの勝ち、残り戸数あとわずか 等)
弁護士・税理士、公認会計士等	(1) 掲載内容は、名称、所在地、及び一般的な事業案内等に限定する。
募金等	(1) 内容は、社会福祉事業のためのものに限る。 (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明確に表示すること。 (例：〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。)
人材募集広告	(1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法令を遵守していること。 (2) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。 (3) 人材募集に見せかけて、商品・材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

語学教室等	(1) 安易さや授業料・受講料の安さを強調する表現は使用しない。 (例：1 か月で確実にマスターできる 等)
学習塾・予備校等（専門学校を含む。）	(1) 合格率などの実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾、又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
外国大学の日本校	(1) 下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
資格講座	(1) 受講する資格の内容を明確に表示すること。あたかも国家資格であるかのような誤解を招くような表現は使用しない。 (例：この資格は国家資格ではありません。) (2) 講座受講だけで資格が取得できるような紛らわしい表現は使用せず、資格取得に必要な事項を表示する。 (例：資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。) (3) 講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるように誤認される表示はしない。
旅行業	(1) 登録番号を明記すること。 (2) 不当表示に注意すること。 (例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等)

	(3) その他広告表示について旅行業法第12条の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。
通信販売業	(1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに同法施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から11条の規定に反しないこと。
雑誌、週刊誌等	(1) 社会秩序を乱すような内容のものは掲載しない。 (2) 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがあるような内容のものは掲載しない。 (3) プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがあるような内容のものは掲載しない。 (4) 有害図書と認められるものは掲載しない。
映画、興行等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめ又は一部のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
古物商、リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

	(2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 (例：「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等)
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
質屋・チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (例：〇〇のバッグ 50,0000 円 等) (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム及び貸し収納業者	(1) 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（認定マーク付き）であることが必要であり、その旨を表示すること。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外にトランクルームの名称は使用しない。また、次の要旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等
ウィークリーマンション等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
金融商品	(1) 投資信託等 ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

	(2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（F X）等 ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。 イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。 ウ 利益保証のないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを目立つようにわかりやすく表示すること。 (3) その他金融商品 当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。
規制業種の企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告	(1) 要綱第 4 条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。 例：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等
宝石販売	(1) 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。） （例：「メーカー希望価格の 50%引き」等（宝石には通常、メーカー希望価格はない））
個人輸入代行業者等	(1) 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。
アルコール飲料	(1) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 （例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等）

	(2) 飲酒を誘発するような表現の禁止 (例：飲酒している又は飲酒しようとする姿 等)
その他表示について 注意すること	(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 (例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」 等) (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 (例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」 等) (4) 肖像権・著作権の使用 無断使用がないか確認をすること。